

施策目標に関する中長期的な達成目標と指標(平成25年度に実施する施策)

政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり

施策目標(テーマ)	達成目標	主な成果指標(アウトカム)/活動指標(アウトプット)
8 教育機会の確保のための支援づくり	1 経済的な支援を要する児童生徒の教育機会を確保する。	【成果指標(アウトカム)】 ① 生活保護世帯における高等学校等進学率 (23年度実績: 89.5%/目標: 25年度・対前年度比維持又は増) 【活動指標(アウトプット)】 ② 市町村が就学困難な児童生徒の保護者に対して行う就学援助のうち、要保護者に対して行ったものとして、市町村から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率 (23年度実績: 100%/目標: 25年度・100%) ③ 経済的理由により高等学校等への進学後、修学困難なアイヌ子弟へ北海道が奨学金等の給付等を行った経費の一部として、北海道から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率 (23年度実績: 100%/目標: 25年度・100%)
【担当課(関係課)】 初等中等教育局初等中等教育企画課 (国際教育課、財務課、児童生徒課、高校教育改革PT、高等教育局学生・留学生課)	2 公立高等学校の授業料無償制・私立高等学校等の高等学校等就学支援金制度を着実に実施すること等により、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるようにする。	【成果指標(アウトカム)】 ① 高等学校等への進学率 (23年度実績: 98.2%/目標: 25年度・対前年度比維持又は増) ② 経済的理由による高校中退者数 (23年度実績: 945人/目標: 25年度・対前年度比減少) 【参考指標】 ③ 高校中退者 (23年度実績: 53,869人) ④ 構成比(高校中退者数に占める経済的理由による高校中退者数) (23年度実績: 1.8%)
【施策の概要】 児童生徒が、家庭環境、居住地域等によって不利益を受けることなく、能力に応じて適切な教育機会を確保できるようにする。	3 東日本大震災により被災した幼児児童生徒の教育機会が確保される。	【成果指標(アウトカム)】 ① 岩手県・宮城県・福島県における生活保護世帯における高等学校等進学率 (22年度実績: -/目標: 対前年度維持又は増) 【活動指標(アウトプット)】 ② 東日本大震災で被災した幼児児童生徒に対し市町村等が行う就学支援等について、市町村等から適正な国庫補助申請がされた件数に対する交付決定件数の率 (23年度実績: 100%/目標: 25年度・100%) ③ 義務教育諸学校に係る東日本大震災への対応のための教職員定数の加配について、各都道府県の要望に対する措置率 (24年度実績: 100%/目標: 平成25年度・100%)
	4 外国人の児童生徒に対する教育支援体制が整備される。	【成果指標(アウトカム)】 ① 公立学校における日本語指導が必要な外国人児童生徒のうち、学校で日本語指導を受けている者の割合 (24年度実績: 86.5%/目標: 26年度・90%) 【活動指標(アウトプット)】 ② 帰国・外国人児童生徒等の公立学校における指導・支援体制の構築に関する事業実施の地域数 (24年度実績: 39地域/目標: 毎年度・47地域)
	5 海外在留邦人が帯同する子どもの教育機会を確保する。	【成果指標(アウトカム)】 ① 日本人学校のうち、国が教員を派遣している学校の割合 (24年度実績: 100%/目標: 25年度・100%) 【活動指標(アウトプット)】 ② 教員派遣を行った日本人学校数 (24年度実績: 88校/目標: 25年度・88校)

達成手段				達成手段の概要				行政事業レビューシート番号	関連する指標	担当課
達成手段 (事業・税制措置・議会議等)	23年度補正後予算額 (千円)	24年度補正後予算額 (千円)	25年度当初予算額 (千円)							
帰国・外国人児童生徒受入促進事業(補助事業)【「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」(1-3)の再掲】(廃止)	9,450,272の内数	8,516,196の内数	-	入学・編入学前後の外国人の子どもへの初期指導教室(プレクラス)、学校での日本語指導の補助や学校と保護者との連絡調整などを行う際に必要な外国語の分かる支援員の配置など、地域人材との連携による帰国・外国人児童生徒の公立学校への受入体制の整備を支援する。				0024	4-①~②	初等中等教育局国際教育課
へき地児童生徒援助費等補助	987,378	1,236,714(うち復興特会(復興庁)102,500)	1,347,401(うち復興特会(復興庁)70,000)	スクールバス・ボート等購入費、遠距離通学費等、保健管理費及び離島高校生修学支援費に要する経費について、都道府県及び市町村が負担する場合に国がその一部を補助				0106	教育機会の確保のための支援づくり	初等中等教育局財務課復興庁

要保護児童生徒援助費補助等	698,862	823,436	823,411	経済的理由によって就学困難な児童生徒に対し、学用品費を給与する等就学援助を行う地方公共団体に対し、国が必要な支援を行い、もって義務教育の円滑な実施に資する。	0107	1-①~ ②	初等中等 教育局児 童生徒課
海外子女教育推進体制の整備	12,188	6,889	4,653	在外教育施設における安全対策や教育水準の向上を図るため、海外子女教育担当官を現地に派遣し、実状の把握及び指導・助言等を行う。 国内の学校が行っている教育と同等の教育を行うことを目的とする在外教育施設に対して、調査を行う。	0108	5-①	初等中等 教育局国 際教育課
海外子女教育活動の助成	150,797	131,069	117,962	日本人学校・補習授業校・私立在外教育施設における教育指導の充実に資するため、国内の小学校及び中学校に準じ、一般教材、理科教材、教育用コンピューター及び学校図書館図書 の整備についての支援を行う。 海外に在留する日本人の義務教育段階相当年齢の子どものうち日本人学校、補習授業校の いずれにも通学していない者を対象に、帰国後の学校教育への適応等に備え、基礎学力の維 持向上を図るための通信教育事業についての支援を行う。 日本人学校等への支援と同じく、私立在外教育施設へ教員を派遣する事業に対し、国内の 義務教育と同等の教育が受けられるよう支援を行う。	0109	5-①	初等中等 教育局国 際教育課
在外教育施設教員派遣事業等	19,710,466	18,024,384	16,261,630	日本人学校・補習授業校への教員・シニア教員の派遣に必要な経費として、外務公務員に準じた在勤手当および赴任旅費等の支給や、現職教員についての国内給与相当分を在外教育施設派遣教員委託費として都道府県等に交付するものである。	0110	5-①~ ②	初等中等 教育局国 際教育課
帰国・外国人児童生徒等教育の推進	11,320	9,709	99,430	(1) 帰国・外国人児童生徒教育等に係る研究協議会等 都道府県・指定都市教育委員会の担当指導主事等を対象とした協議会を、直接実施により開催し、研究協議や情報交換等を行う。また、帰国・外国人児童生徒の受入れ上の諸問題を把握・改善するため、当該児童生徒を受け入れている地域との連絡調整を行う。 (2) 研修マニュアル及び日本語能力測定方法の普及 効果的に帰国・外国人児童生徒等に対する適応指導、日本語指導を行えるような環境づくり に資するため、日本語指導を担当する教員等の資質向上に向けた研修の充実のための「研修マ ニュアル」及び学校において利用可能な「日本語能力の測定方法」について普及を図る。 (3) 公立学校における帰国・外国人児童生徒に対するきめ細かな支援事業 帰国・外国人児童生徒等の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制の構築 を図るため、各自治体が行う地域人材との連携による、公立学校への受入促進・日本語指導 の充実・支援体制の整備に係る取組等を支援する。	0111	4-①~ ②	初等中等 教育局国 際教育課
アイヌ子弟高等学校等進学奨励費補助	133,534	120,144	131,507	北海道に居住するアイヌの子弟で、将来社会において有為な人材として活躍することが期待されながら経済的な理由によって進学後修学が困難な者に対して、北海道が奨学金及び通学用品等助成金の給付等を行う場合、これに必要な経費の一部を国が補助することにより、北海道のアイヌの子弟の高等学校等への進学を促進することを目的とする。	0112 /0114	1-①・ ③/ 教育機 会の確 保のため の支援つ くり	初等中等 教育局高 校教育改 革PT 高等教 育局学生・ 留学生課
公立高校の授業料無償制及び高等学校等就学支援金	392,205,832	395,900,700	395,016,185	○公立の高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、従来の授業料に相当する経費を地方公共団体に対して国費により負担。 ○私立高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(118,800円)を助成するほか、低所得世帯の生徒については、所得(市町村民税所得割額により判断)に応じて、助成金額を1.5~2倍した額を上限として助成。	0113	2-①~ ③	初等中等 教育局高 校教育改 革PT
被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の創設	41,057,954	-	-	東日本大震災により被災し、経済的理由から就学等が困難となった幼児児童生徒に対し緊急的な就学支援等を実施し、もって教育機会の確保に資する。	-	3-①~ ②	初等中等 教育局児 童生徒課
東日本大震災に係る教育復興支援加配定数措置	-	2,164,000(復興特会(復興庁))	2,075,000(復興特会(復興庁))	東日本大震災や原発事故の被害の甚大さに鑑み、厳しい教育環境下に置かれている被災児童生徒に対し、日常的な心のケアやきめ細やかな学習支援等を充実させるため、教職員定数の加配措置を実施する。	0124	3-③	初等中等 教育局財 務課 復興庁